

## 令和2年第4回玉名市農業委員会総会議事録

令和2年4月6日（月）午後2時 玉名市役所 第2委員会室

1. 本日の出席農業委員は、次のとおりである。

1番	永田 知博	2番	鶴田 克士	3番	赤松 繁之	4番	竹下 宏介
5番	浦谷 幸司	7番	下川 安	8番	船津 和利	9番	澤村 哲志
10番	田上 一	11番	福田 友明	12番	中島 浩輔	13番	小川 信孝
14番	高田 優子	15番	吉田 孝壽	16番	島村 秀敏	17番	永田 眞一
18番	堀田 昌子	19番	村端 一弘				

2. 本日の欠席農業委員は、次のとおりである。

6番 縄田伊知郎

3. 本日の出席農地利用最適化推進委員は、次のとおりである。

推1	水本 信之	推2	植野 司	推4	土田 健一	推5	小山 勝男
推6	森川 正志	推7	増本 龍雄	推8	岡村 栄一	推9	橘 一輝
推10	粟田 稔	推11	小山久仁江	推12	西分 幸夫	推13	徳井 勝美□
推14	永田 光秀	推15	楯岡 秀昭	推16	井上 道明	推17	中山 一久
推18	坂本 修	推19	平野 秀正				

4. 本日の欠席農地利用最適化推進委員は、次のとおりである。

推3 松本 恒幸

5. 説明のために出席した職員は、次のとおりである。

局長	小山 博	次長	西山 美和	係長	松倉 司	参事	安田 志津子
主査	前田 稚子	会計年度任用職員	勅使川原 智美				

6. 議事参与が制限された委員数は、次のとおりである。

10番 田上 一

### 議 題

第14号 農地法第3条の規定による許可申請について  
第15号 農地法第5条の規定による許可申請について  
第16号 農用地利用集積計画の決定について

### 報 告

第8号 農地の賃貸借及び使用貸借解約通知書について（18条）  
第9号 許可書返納届について

## 1. 開 会

○事務局長（小山 博君） それでは、定刻をまわりました。これから総会を開始いたします。

本日は農業委員総数19名のうち、6番縄田委員から欠席の届出があっており、18名の御出席でございます。また、最適化推進委員総数19名のうち、3番松本推進委員から欠席の届けがあっており、18名の出席でございます。

玉名市農業委員会会議規則第7条の規定により会議は成立しておりますので、ただいまから令和2年第4回玉名市農業委員会総会を開会いたします。

-----○-----

## 2. 会長挨拶

○事務局長（小山 博君） まず、永田会長より御挨拶をいただきまして、引続き、会議規則第5条の規定により議長をお願いし、議事の進行をお願いいたします。

○会長（永田知博君） それでは、改めまして皆さんこんにちは。

ただいま、全国というよりも世界中が混乱しておりますコロナウイルス、もうとにかく毎日毎日増えております。そういった中で、委員の皆様方には健康で御出席を頂きまして、本当にありがとうございます。2名の欠席の届けが、外の用事でどうしてもということございまして、病気ではございません。一つ皆さんもそれぞれ手洗い、うがいで自己防衛しかないような感じもいたします。どうぞひとつ気をつけてください。一番最初が玉名市で発生したようなわけでございますので、これからますます危険が伴って、広まっていくような気もいたします。どうぞひとつ自己防衛でしっかり手洗い、うがいをやって頂きたいと思います。

-----○-----

## 3. 議事録署名委員指名

○議長（永田知博君） それでは、早速でございますけれども、議事に入ります。

本日の議案は、議第14号より議第16号までの68件と、報告第8号より第9号までの27件が提案されております。慎重なる御審議よろしくをお願いいたします。

また、本日の議事録の署名委員は、8番船津和利委員と9番澤村哲志委員をお願いいたします。

なお、発言の際には、委員番号と氏名、推進委員からの発言の場合は、推進委員番号と氏名を述べた上で発言をお願いいたします。また、採決の際の挙手につきましては、農業委員のみの挙手をお願いいたします。

-----○-----

## 4. 議 事

○議長（永田知博君） それでは、議事に入ります。

初めに、議第14号農地法第3条の規定による許可申請について議題といたします。

事務局より説明をお願いいたします。

○事務局長（小山 博君） 事務局、小山です。議案1ページをお願いします。

議第14号農地法第3条の規定による許可申請について。農地法第3条第1項の規定による下記農地の所有権移転及び使用収益権設定許可申請について許可するものとする。令和2年4月6日提出、玉名市農業委員会会長、永田知博。

1番、大阪市阿倍野区と川島の申請人で、川島の田582㎡外3筆、計1,612㎡を贈与するものです。報告第8号25番、26番と関連しております。

2番、玉名の申請人で、玉名の田547㎡を労力不足と経営拡張のため賃貸借権契約を設定するものです。報告第8号14番と関連しております。

3番、三ツ川の申請人で、三ツ川の畑3,025㎡外1筆、計3,278㎡を労力不足と経営拡張のため売買するものです。

2ページをお願いします。

4番、天水町と岱明町の申請人で、岱明町西照寺の樹園地4,615㎡外1筆、計6,296㎡を労力不足と経営拡張のため使用貸借権を設定するものです。報告第8号8番と関連しております。

5番、岱明町の申請人で、岱明町開田の畑222㎡外1筆、計777㎡を次の6番とお互いの利便性向上のため交換するものです。議第14号6番と関連しております。

6番、岱明町の申請人で、岱明町開田の畑53㎡外1筆、計129㎡を先の5番とお互いの利便性向上のため交換するものです。議第14号5番と関連しております。

3ページをお願いします。

7番、岱明町の申請人で、岱明町庄山の田1,484㎡外15筆、計13,417㎡を子へ一括贈与するものです。

8番、岱明町の申請人で、岱明町鍋の田684㎡を労力不足と経営拡張のため売買するものです。

9番、横島町の申請人で、横島町横島の田222㎡を経営縮小と経営拡張のため売買するものです。

4ページをお願いします。

10番、横島町の申請人で、横島町横島の田6,840㎡を子へ贈与するものです。

11番、天水町の申請人で、天水町部田見の田679㎡外2筆、計1,686㎡

を労力不足と経営拡張のため賃貸借契約を設定するものです。

12番、熊本市中央区と天水町の申請人で、天水町小天の畑360㎡を贈与するものです。

13番、岱明町と大浜町の申請人で、岱明町野口の畑230㎡外7筆、計5,154㎡を経営縮小と新規就農のため賃貸借契約を設定するものです。

以上13件、合計41,002㎡につきまして、農地法第3条第2項各号の禁止規定から申請内容を審査し、取得後の全ての農地を利用すること、機械、労働力、技術、地域との関係も問題がないこと、許可要件の全てを満たしているものと判断し、御提案しております。

御審議のほどよろしくお願ひいたします。

○議長（永田知博君） はい、どうもありがとうございました。

ただいま事務局の説明が終わりました。議第14号は、受付番号13番につきまして、申請人に農業委員本人が関与しており、議事に参与の制限に該当すると認められますので、まず、1番から12番まで、これを審議し、そのあと13番を審議いたします。

それでは、まず、受付番号1番から12番まで順に委員の説明をお願いいたします。また、連続して説明される場合は、引続き説明をしていただきますようお願いいたします。

それでは、1番からどうぞ。

○4番（竹下宏介君） 農業委員4番、竹下です。1番の案件について御説明します。

譲渡人は大阪在住で、譲受人は隣接地取得ということで、現在も小作されており許可相当と判断いたします。

以上です。

○議長（永田知博君） はい、どうもありがとうございました。

それでは、2番どうぞ。

○推8番（岡村栄一君） 推進委員8番、岡村です。2番の案件について、借受人の土地が隣接地ということで、何ら問題はないと思いますので、よろしくお願ひします。

○議長（永田知博君） はい、どうもありがとうございました。

それでは、3番お願ひいたします。

○推9番（橘 一輝君） 推進委員番号9番の橘です。譲渡人は労力不足、譲受人は経営拡張、兼業農家の方です。何ら問題なく、許可相当と判断いたします。

○議長（永田知博君） はい、どうもありがとうございました。

それでは、4番、5番、6番、7番まで続けてお願ひいたします。

○11番（福田友明君） 11番、農業委員の福田です。4番から7番まで説明いたし

ます。

まず、4番ですが、天水と古閑の貸人そしてまた借人で、貸人と借人は甥という関係でございます。使用権設定ということで、労力不足、そしてまた経営拡張ということでございます。何ら問題ないと思います。

それから、5番、6番と関係しておりますけれども、お互いの土地の交換、利便性を考えての交換ということでございます。これも問題ないかと思ひます。

それから、7番ですけれども、これは親から子への一括贈与ということでございます。何ら問題ないと思ひます。

○議長（永田知博君） はい、どうもありがとうございました。

それでは、8番お願いいたします。

○推13番（徳井勝美君） 推進委員13番、徳井です。8番の案件について説明いたします。

譲渡人は労力不足、譲受人は経営拡張、下限面積も満たしており、何ら問題なく許可相当と判断いたします。よろしくお願ひします。

○議長（永田知博君） はい、どうもありがとうございました。

それでは、9番をお願いいたします。

○推15番（楯岡秀昭君） 推進委員15番、楯岡です。9番の件について説明いたします。

譲渡人と譲受人の田は隣同士で、譲渡人は経営縮小、譲受人は経営拡張ということで問題ないと思ひますので、審議よろしくお願ひいたします。

○議長（永田知博君） はい、どうもありがとうございました。

それでは、10番どうぞ。

○16番（島村秀敏君） 16番、島村です。10番の案件につきまして御説明いたします。

譲渡人と譲受人の続柄が親子関係ということで、何ら問題ないかと考へますので、よろしくお願ひ申し上げます。

○議長（永田知博君） はい、どうもありがとうございました。

それでは、11番どうぞ。

○17番（永田眞一君） 17番、農業委員永田です。11番の案件について説明いたします。

貸人は高齢で労力不足、賃借人は経営拡張で何ら問題なく許可相当と思ひます。以上です。

○議長（永田知博君） はい、どうもありがとうございました。

それでは、12番どうぞ。

○推 19 番（平野秀正君） 推進委員番号 19 番、平野です。12 番の案件について説明します。

譲渡人は熊本市内にお住まいです。この土地は譲受人の隣接地で現地を確認しましたところ、譲受人以外は利用価値の少ない土地であり、贈与という形をとられたものです。下限面積も満たしており問題ないと思われます。審議のほうよろしくお願ひします。

○議長（永田知博君） はい、どうもありがとうございました。

ただいま受付番号 1 番から 12 番まで説明していただきました。何か御意見、御質問はございませんでしょうか。

（なしの声）

○議長（永田知博君） 御意見、御質問もないようでございますので、採決に移ります。

議第 14 号農地法第 3 条の規定による許可申請について、受付番号 1 番から受付番号 12 番までについては、原案どおり許可することに異議のない方は挙手をお願いいたします。

（全員 挙手）

○議長（永田知博君） はい、どうもありがとうございました。異議がないものと認め、議第 14 号の受付番号 1 番から受付番号 12 番までについては、許可することに決定いたしました。

引続き、受付番号 13 番の審議に移りますが、申請人に農業委員本人が関与しておりますので、農法委員会法第 31 条及び玉名市農業委員会会議規則第 12 条の議事参与の制限に該当すると認められますので、田上一委員の退席をお願いいたします。

— 10 番 田上 一君 退室 —

○議長（永田知博君） それでは、受付番号 13 番につきまして、委員の説明をお願いいたします。

○推 11 番（小山久仁江君） 推進委員 11 番、小山です。

貸人は経営縮小、借人は新規就農ということです。この案件は、借人が新規就農ということで、先月 30 日、市役所会議室で借人と永田会長と事務局と私で、新規就農審査会を行いました。借人は地元で廃棄物の収集運搬などを行う会社の役員をされていましたが、経営を奥様に譲られ、空いた時間で農業を始めたいと思われ、田上委員に相談したところ、今回の農地を紹介されたそうです。申請地は大野小学校の北西で、JR 鹿児島本線沿いにあり、周囲も農地で日照もよく、環境としては最適だと思われます。給水はボーリングがしてあり、排水は JR 線との境に側溝があります。農業初心者ということで、知り合いの認定農業者より指導を受けながら

主に唐芋と野菜を作られるということでした。就農に当たり軽トラックは既に所有されており、外の中古トラクター、管理機、動力噴霧器を購入し、年間200日程度の農作業に従事されることを予定されています。下限面積も満たしており、許可相当と判断しました。御審議の程よろしく申し上げます。

以上です。

○議長（永田知博君） はい、ありがとうございました。

委員の説明が終わりました。御意見、御質問はございませんでしょうか。

（なしの声）

○議長（永田知博君） 外に御意見、御質問もないようでございますので、採決に移ります。

議第14号農地法第3条の規定による許可申請について、受付番号13番につきまして、原案どおり許可することに異議のない方は挙手をお願いいたします。

（全員 挙手）

○議長（永田知博君） はい、ありがとうございました。異議がないものと認め、議第14号の受付番号13番につきましては、許可することに決定いたしました。

それでは、田上一委員の着席をお願いいたします。

— 10番 田上 一君 入室 —

○議長（永田知博君） それでは、次に、議第15号農地法第5条の規定による許可申請について議題といたします。議第15号は、受付番号5番及び16番につきまして、始末書が提出されておりますので、委員の説明の前に事務局より始末書を読み上げます。

それでは、事務局より説明をお願いいたします。

○事務局長（小山 博君） 事務局、小山です。5ページをお願いいたします。

議第15号農地の転用許可申請について。農地法第5条第1項の規定による下記農地の転用許可申請について意見決定するものとする。令和2年4月6日提出、玉名市農業委員会会長、永田知博。

1番、申請物件が河崎の田460㎡で、転用目的は共同住宅1棟です。農地区分は、上下水道管が埋設されている沿道で、概ね500m以内に2か所以上の公共施設が存在する区域内の農地であり、第3種農地と判断しております。

2番、申請物件が亀甲の畑544㎡で、転用目的は月極駐車場14台分及び通路です。農地区分は、都市計画法に規定する用途地域内の農地で第3種農地と判断しております。

3番、申請物件が立願寺の畑260㎡で、転用目的は個人住宅です。農地区分は、都市計画法に規定する用途地域内の農地で第3種農地と判断しております。

6 ページをお願いいたします。

4 番、申請物件が六田の田 2 9 m<sup>2</sup>で、転用目的は宅地拡張です。農地区分は、都市計画法に規定する用途地域内の農地で第 3 種農地と判断しております。

5 番、申請物件が築地の田 4 8 1 m<sup>2</sup>外 3 筆、計 5 3 1. 3 0 m<sup>2</sup>で、転用目的は個人住宅及び通路です。農地区分は、都市計画法に規定する用途地域内の農地で第 3 種農地と判断しております。

6 番、申請物件が山田の田 2 7 9 m<sup>2</sup>で、転用目的は個人住宅です。農地区分は、農用地区域内の農地ではありますが、現在、除外の公告縦覧中です。除外後の農地区分は農業公共投資の対象となっていない生産性の低い農地で、第 2 種農地と判断し、外に適当な場所がないものと判断しております。

7 番、申請物件が山田の田 6 0 6 m<sup>2</sup>で、転用目的は建売住宅 3 戸です。農地区分は、上下水道管が埋設されている県道で概ね 5 0 0 m 以内に 2 か所以上の公共施設が存在する区域内である農地であり、第 3 種農地と判断しております。

8 番、申請物件が伊倉北方の田 1, 0 9 7 m<sup>2</sup>で、転用目的は駐車場です。農地区分は、農業公共投資の対象となっていない生産性の低い農地で、第 2 種農地と判断し、外に適当な場所がないものと判断しております。

7 ページをお願いいたします。

9 番、申請物件が安楽寺の畑 7 0 1 m<sup>2</sup>外 3 筆、計 1, 3 3 5 m<sup>2</sup>で、転用目的は太陽光発電施設です。農地区分は、農業公共投資の対象となっていない生産性の低い農地で、第 2 種農地と判断し、外に適当な場所がないものと判断しております。

1 0 番、申請物件が富尾の畑 4, 2 4 2 m<sup>2</sup>外 1 筆、計 4, 4 0 4 m<sup>2</sup>で、転用目的はオリーブ苗木販売所です。農地区分は、農業公共投資の対象となっていない生産性の低い農地で、第 2 種農地と判断し、外に適当な場所がないものと判断しております。

1 1 番、申請物件が三ツ川の田 1 7 9 m<sup>2</sup>外 1 筆、計 6 0 8 m<sup>2</sup>で、転用目的は植林です。農地区分は、農業公共投資の対象となっていない生産性の低い農地で、第 2 種農地と判断し、外に適当な場所がないものと判断しております。報告第 8 号 2 2 番と関連しております。

1 2 番、申請物件が岱明町大野下の田 5 2 5 m<sup>2</sup>で、転用目的は学校用地駐車場です。農地区分は、農業公共投資の対象となっていない生産性の低い農地で、第 2 種農地と判断し、外に適当な場所がないものと判断しております。

1 3 番、申請物件が岱明町高道の田 1, 3 1 5 m<sup>2</sup>外 1 筆、計 2, 3 5 3 m<sup>2</sup>で、転用目的はライスセンターです。農地区分は、農用地区域内にある農地であり、原則許可はできませんが、農振法第 8 条第 4 項の規定する農用地利用計画において指定さ

れた用途に供するため許可は可能と判断しております。

8ページをお願いします。

14番、申請物件が岱明町扇崎の畑261㎡で、転用目的は個人住宅です。農地区分は、農業公共投資の対象となっていない生産性の低い農地で、第2種農地と判断し、外に適当な場所がないものと判断しております。

15番、申請物件が横島町横島の田549㎡で、転用目的は農家住宅です。農用地区域内の農地ではありますが、現在、除外の公告縦覧中です。除外後の農地区分は概ね10ha以上の一団の農地内に所在する農地で、第1種農地と判断しております。第1種農地は原則不許可となるところですが、申請地の周辺において居住するものの日常生活上、業務上必要な施設で、集落に接続して設置されるものとして、例外的に許可は可能となっております。

16番、申請物件が天水町部田見の田77㎡で、転用目的は進入路です。農地区分は、農業公共投資の対象となっていない生産性の低い農地で、第2種農地と判断し、外に適当な場所がないものと判断しております。

以上16件、合計13,918.30㎡につきまして、申請内容を農地転用許可基準全ての項目ごとに適合するか審査した結果、いずれも不都合のないものと判断し、御提案しております。去る4月2日に地元委員同道の上、現地調査も行っております。よろしく御審議をお願いします。

○議長（永田知博君） はい、どうもありがとうございました。

ただいま事務局の説明が終わりました。

それでは、まず受付番号1番から受付番号4番までにつきまして、委員の説明をお願いいたします。また、連続して説明される場合は、引き続き説明をいただきますようお願いいたします。

それでは、1番、2番どうぞ。

○推1番（水本信之君） 推進委員1番、水本です。1番と2番の案件について御説明いたします。

場所は玉名市河崎で、旅館施設の南側200mぐらいの位置。この案件は昨年個人住宅建設で申請された土地で、家庭の事情により住宅建築が困難になったため、事業計画は共同住宅木造抗菌メッキ銅板葺2階建て、事業面積は460㎡。1階延床面積が149.05㎡で5室。2階延床面積が149.05㎡で5室。駐車場回転スペースが187.83㎡。駐輪場が5.6㎡で、ごみ置き場2.67㎡。給排水計画は、給水は市営水道、生活雑排水は公共下水道に放出。雨水は地下浸透。処理しきれない分に関しては、溜桝よりろ過して東側道路側溝に排出するそうです。被害防除の計画は、東側道路の高さまで60cm程盛土をするため、南、西、北側にL

型擁壁を設置し、土砂の流出を防ぐそうです。現地調査の結果問題なく、本件については許可相当と判断いたします。

2番の案件について御説明します。場所は耳鼻科医院の東側200mぐらいの位置です。事業計画は、月極駐車場14台、申請地周辺は近年住宅が建ち並び、本件隣接の月極駐車場が廃止されることになり、住居の駐車場不足のため申請です。給排水計画は、給水なし、雨水は雨水浸透柵を設置し注水し、自然浸透するそうです。生活雑排水は発生しません。周辺には農地もなく被害はないと思われます。現地調査の結果、問題なく本件については許可相当と考えています。

以上です。

○議長（永田知博君） はい、ありがとうございました。

それでは、3番、4番続けてお願いいたします。0

○3番（赤松繁之君） 農業委員3番、赤松です。3番の案件について御説明いたします。

申請人は現在、福岡市内のアパートに生活しておりますが、今回、両親の住む玉名で生活の安定を図るため個人住宅の申請です。場所は北稜高校北北西300mぐらいの所で、糠峯団地の東側です。南側と、西側、北側は親戚と親の土地です。東側は道路が通っています。造成はなく、畑だったのでならず程度だそうです。建物は木造2階建て、給排水は東側道路内の公共上下水道を利用し、雨水は四隅に雨水浸透柵を設けて自然浸透を図りオーバー分を東側道路へ接続放流。周りの農地には了承済。現地調査の結果許可相当と思えます。

続きまして、4番の案件について。申請人は来客用の駐車場が手狭になったために宅地を拡張するための申請です。場所は胃腸科医院の東側100mぐらいの所で、北側を市道が通り、東側は本人の住宅、西側は宅地で、南側は耕作放棄地です。来客用の駐車場のために給排水はなく、現状のまま利用するために雨水も自然浸透だそうです。周りの農地に影響はなく、現地調査の結果許可相当と思えます。

以上です。

○議長（永田知博君） はい、ありがとうございました。

それでは、事務局より受付番号5番につきまして始末書を読み上げます。事務局よろしくお願ひいたします。

○事務局係長（松倉 司君） — 5番の案件について始末書朗読 —

○議長（永田知博君） はい、ありがとうございました。

ただいま受付番号5番につきまして、始末書を読み上げました。

それでは、受付番号5番から受付番号15番までにつきまして、順に委員の説明をお願いいたします。また、連続して説明される場合は引き続き説明いただきます

ようお願いいたします。

それでは、5番どうぞ。

○3番（赤松繁之君） 農業委員3番、赤松です。5番の案件について御説明いたします。

申請人は宇土市内で社宅住まい、今回玉名に個人住宅をとの申請です。場所は電器量販店の北側100m、玉名生花市場の西側100mぐらいの所です。北側と東側は宅地で、南側と西側の半分が耕作放棄地、西側の半分は道路で、先程始末書にあったように造成はなされています。建物は木造平屋建て1棟で、給排水は道路内の上下水道を利用し、雨水は雨水枡を設置し、道路側溝へ接続放流だそうです。現地調査の結果、周りの農地に影響なく許可相当と思います。

続きまして6番の案件。申請人は勤務先に近い所で個人住宅をとの申請だそうです。場所は築山小学校の北東300mぐらいの所で、玉名バイパスのすぐ隣です。北側を玉名バイパスが通り、西側は市道、東側に小川があり南側は宅地です。東側小川側を間知ブロック積み、境をブロックで囲んで盛土をして造成します。建物は木造平屋建て1棟と駐車場です。給排水は市道内の上下水道を利用し、雨水は雨水枡を設置し、市道側溝に接続放流。周りに農地もなく現地調査の結果、許可相当と思います。

続きまして7番の案件について。申請人は建設会社で、今回建売住宅3戸分の申請です。場所は先程の案件に近い所で、築山小学校より北東へ300mぐらいの所です。西側に小川があり、北側と東側を市道が通り、南側は宅地です。道路より少し低いので道路の高さまで盛土をして造成をします。境をブロックで囲み土砂の流出を防ぐそうです。建物は木造2階建て、63.76㎡と62.93㎡と60.45㎡、各1棟です。給排水は東側道路内の上下水道管を利用し、雨水は雨水枡を利用して、道路側溝へ接続放流。周囲に農地はなく、現地調査の結果、許可相当と思います。

以上です。

○議長（永田知博君） はい、どうもありがとうございました。

5番、6番、7番と説明をいただきました。次は8番をお願いいたします。

○5番（浦谷幸司君） 農業委員5番、浦谷です。8番の案件について説明いたします。

8番の申請地は、伊倉の病院とコンビニエンスストア前の交差点から中間地点です。昨年度、介護施設を建てられまして、その介護施設の駐車場がなく不便な状況で今まで経過しておりましたが、すぐその介護施設の南側にあります水田を駐車場という形でそこに車を32台程置きたいということで申請がっております。その水田は、道路より大体30cm程下がっておりますので、砂利等を敷き詰めてか

さ上げするというごさいます。西側が道路、東側は少し下に道路がありますが、間に側溝がありますので、そこは少し高めて土砂の流出がないようにするそうです。それから北側にも排水路がありまして、北側にはブロックを2段程積み上げて土砂の流出がないようにするそうごさいます。全体的に砂利等を敷き詰めて、雨水については自然排水ということごさいます。大体、32台ぐらいの車の駐車場ということ。その計画の内容としましては、施設内の利用者で体の悪い方がおられますので、なるべく近い所ということ、この申請地を候補として申請されたそうです。現地調査において何ら問題がなく、許可相当と思われます。皆さん方の審議、よろしく願ひいたします。

○議長（永田知博君） はい、どうもありがとうございました。

それでは、9番を願ひいたします。

○7番（下川 安君） 農業委員7番の下川です。9番の案件について説明します。

場所は木葉川沿い県道稲佐道路舟島橋という所のすぐそばの集落の中にある農地ですけども、第2種農地です。その場所に事業継続者が地権者より土地を譲り受けて太陽光発電を造るという計画です。計画の内容としては、事業面積が1,335㎡、発電出力が49.5kw、使用パネルが308枚で、周りをフェンスで囲い、安全を保つということ。給排水計画については、太陽光等ということ給排の設備は不要。雨水については、自然浸透と既設の水路に排水する計画になっています。それから被害防除計画ですけども、東側が道路、それから北と西側が農地、南側は今、宅地となっていますが、提案に当たっては、近隣農地への被害の発生がないようにということと、万が一被害が発生した場合は事業者において責任をもって対処すると、そういうお話でした。それから転用には必要ないと思ひますけど、その周りの地権者に説明会を開催し、周囲の地権者から同意書ですよね、そういうものも取ってらっしゃいますので、現地調査の結果問題はないのかなというふうに思ひます。

以上です。

○議長（永田知博君） はい、どうもありがとうございました。

それでは、10番を願ひいたします。

○9番（澤村哲志君） 農業委員9番、澤村です。番号10番の案件について説明します。

申請地の所在地は玉名市石貫から南関まで続く防火林道の石貫入り口から約300m程入った所です。譲受人の転用目的はオリーブ苗木の販売所を造成し、現地で販売するそうです。今現在、申請地は譲渡人がビワの木を数本植えておられ、申請地は勾配が少しありますが、大体平面に造形されており、今回申請地の南側が低

いので3 mぐらい盛土し、境界の所は土壌改良材を混入した土で土羽を埋めて崩壊を防止するとのことです。申請地は防火林道のすぐ下にあり、この法面は防層コンクリートを設置し補強するそうです。物件として申請地4,404㎡の土地内に面積459㎡の管理棟を1棟建て、上下水道はボーリングをして利用し、汚水並びに生活雑排水は合併浄化槽で浄化した水を西側の側溝から南側の方へ放流、雨水は自然浸透とのことです。申請地の周りは山林で、農地がないため、被害の影響はないと思われました。万が一被害が生じた場合は、申請人の責任において対処するとのことです。以上のことから許可相当と思われました。御審議をお願いします。

以上です。

○議長（永田知博君） はい、どうもありがとうございました。

それでは、11番をお願いいたします。

○推9番（橘一輝君） 推進委員番号9番の橘です。11番の案件について説明をいたします。

申請地場所は、県道4号線の三ツ川ブロックの前から月瀬箱谷方面へ300m程行った所に箱谷公民館があります。そこを右折して川沿いに約1km下った所から更に右折して4、500m入った谷間の一番奥にある田2筆計608㎡です。選定の理由としては、譲渡人はここ数年耕作もしておらず、今後も耕作する意思もなく、病弱で管理できず売却をしたいということです。また、譲受人の方は既に当該地の近くにクヌギの植林をしていて、また、自宅から車で10分程の距離なので管理もしやすい場所であることから商談がまとまったということです。転用の目的は植林です。具体的にはシイタケの原木となるクヌギの苗木、これを2.5mから3m間隔で約200本を植栽して、4年から5年後に最初の伐採をしてそれ以後5年ごとにまた伐採して、シイタケの生産事業者へ原木として販売する計画ということです。ちなみに、植林後の管理は雑草管理程度でほとんど手はかからず管理はしやすいということでございました。給排水については、植林ですので必要ありません。生活雑排水、これも排水はいたしません。雨水については自然浸透ということです。被害防除については、造成等はしないので土砂の流出とか崩壊はないと思われます。周囲の状況としては三方が山で山林になります。一方が南側になりますので、日照の影響はないと思われます。現地調査の結果、許可相当だと判断をいたしております。御審議の程よろしくをお願いします。

以上で11番の説明を終わります。

○議長（永田知博君） はい、どうもありがとうございました。

それでは、12番をお願いいたします。

○推11番（小山久仁江君） 推進委員11番、小山です。12番の案件について説明

します。

譲受人は幼稚園を経営しておられます。申請地は岱明中央公民館から西500m程にある幼稚園の園庭の南側に隣接しています。転用目的は駐車場です。園児保護者の駐車場が不足し、近くの公民館の敷地や路上に駐車するという状況でしたので、近隣の住民の方からも指摘を受けていて最適な土地を探していたところ、この申請地の所有者から売買の話があり、園の隣接地であるために選定したということです。保護者の車両20台程と送迎バス1台の駐車場として利用されます。申請地の北側は園庭、東と南は農道挟んでそれぞれ田と畑、西も畑でこの駐車場には砂利を敷き、周りはブロックを2段重ねた上に防護柵を設置し、隣接地や隣接道路への流出がないようにするという事です。また、なるべく周りの農道を通らずにすむように今設置してある園庭の防護柵を一部取り壊し、園庭内を通って新しい駐車場に侵入するように計画してあります。駐車場のため、給排水は必要なく雨水は自然浸透で、近隣農地への日照や耕作などに影響はないと思われ、許可相当と判断しました。

以上です。

○議長（永田知博君） はい、どうもありがとうございました。

それでは、13番お願いいたします。

○12番（中島浩輔君） 農業委員12番、中島です。13番の案件について説明いたします。

ここはJA岱明総合支所から南の方へ下って行って、途中は501号線を横断して、そのまま直進した約800から1km程の所です。ここは水田地の中心地というか、ちょうど中央当たりになる所で、目的はライスセンターです。道路と同じ高さに地盛りをする予定で、約半分程度をコンクリートで仕上げ、その上にライスセンター及び事務所を建設ということです。残りの約半分は地盛りして舗装を同じ高さにするそうです。地盛りは20cmか25cmぐらいになるのかなと、そのぐらいだと思います。それで農業関係施設とか事務所の建設を計画されていますが、あと半分は車の出入りと一時駐車として使うということです。順番通りに処理が済めば問題はないのですが処理を待っている時間とかそういう待機する場所が必要です。予定よりも駐車面積が少し広いかなと思いましたが、皆さん忙しい時はどうしても駐車が重なるもので、その分御理解ください。それと、東側は市道、北側と西側は排水路があります。南側は水田です。そこには土留め用のブロックを2段設置されるそうです。そして雨水については、西側と北側に施設内にもU字溝を設け、そちらの方へ排水されるそうです。ここは道路には市水が通ってませんので給水はボーリングされ、そこから補うそうです。排水については、雨水はそのまま排水されるんですが、生活雑排水は合併浄化槽を設置し、処理するという事です。ライ

スセンターが480㎡と事務所が42㎡、あわせて522㎡の申請内容です。現地調査及び申請書において、何ら問題ないものと思います。審議の程よろしくお願ひします。

以上です。

○議長（永田知博君） はい、どうもありがとうございました。

それでは、14番お願いいたします。

○13番（小川信孝君） 農業委員13番、小川です。14番の案件について御説明いたします。

譲受人は今現在、借地に住んでおられまして、場所としては501から見えます鍋小学校の裏側辺りになりますので、ちょうど子どもの就学等便利であるとして購入されました。事業内容としては、専用住宅を新築するというので、全体の土地面積としては大体2,500㎡ぐらいありますが、転用面積が261㎡でこの小学校の裏側に私道がありまして、私道の入り口を駐車場として利用し、三方は畑がありますので、ブロック2段の高さぐらい盛土をして建設するそうです。雨水は雨水枡から側溝のほうへ。それと生活雑排水のほうは合併浄化槽に放流するそうです。以上ですので、審議よろしくお願ひします。

○議長（永田知博君） はい、どうもありがとうございました。

それでは、15番をお願いいたします。

○14番（高田優子君） 農業委員14番、高田です。15番の案件について説明いたします。

使用貸人、使用借人は親子関係です。土地の選定理由としまして、現在両親ともに農家を営んでおられまして一緒の家で生活しており、子どもの成長に伴い現在の家が手狭になったそうでございますので、新しい住居が必要となり今回の申請になったということです。事業の目的としまして、農家住宅でございます。計画概要は事業面積549㎡、転用面積549㎡、給排水計画としまして、給水方法はボーリングをするそうです。雨水、生活雑排水、汚水は、雨水は雨水枡を設置後南側水路へ放流し排水、汚水は既存の農業集落排水管へ接続放流ということでございます。また、被害防除計画としましては、北と南側の境界には土留めのブロックを設け、東側にはL型擁壁を設け、隣接地に土の流出がないよう工事に関しては近隣の迷惑にならないよう十分注意するというのでございました。現地調査の結果、許可相当だと思います。御審議よろしくお願ひいたします。

○議長（永田知博君） はい、どうもありがとうございました。

それでは、ここで事務局より受付番号16番につきまして始末書を読み上げていただきます。よろしくお願ひいたします。

○事務局係長（松倉 司君） — 16番の案件について始末書朗読 —

○議長（永田知博君） はい、ありがとうございました。

ただいま事務局より受付番号16番につきまして、始末書の読み上げが終わりました。

それでは、受付番号16番につきまして、委員の説明をお願いいたします。

○17番（永田眞一君） 17番、農業委員永田です。16番の案件について説明いたします。

申請地は天水町部田見の旧病院建物の真裏です。申請地は申請人の生活には絶対的に必要な土地を申請するものです。今回、所有者も譲渡には快諾したので、申請人は本件土地に申請人自宅への進入路の拡幅を計画しており、事業達成するには必要なものです。給排水計画は、雑排水は生じません。雨水は敷地から北側水路へ流れます。被害防除計画、近隣などの農地などに影響はありません。現地調査の結果、何も問題なく許可相当と思います。

以上です。

○議長（永田知博君） はい、どうもありがとうございました。

ただいま委員の説明が終わりました。御意見、御質問はございませんでしょうか。はい、赤松委員どうぞ。

○3番（赤松繁之君） すみません。農業委員3番の赤松です。

農業用地区域内とか区域外とあるんですたいね、これ農振地もまた別なんですか。

○事務局長（小山 博君） 事務局、小山です。農用地は農振農用地区域内にある農地、農振地内にある。

○3番（赤松繁之君） いやいや、結局、除外後1種農地とか書いてあるじゃなかですか。外にも除外後は2種農地とかです。1種農地というのは、大体がもうあまり宅地には共用されないようになってるはずでしょ。例外として認められるようになってるという1種農地を除外して、1種農地ならもともとから農用地だから、農用地内とか農用地外と書く必要があるとだろうかと思ったけんが、ちょっと質問したわけですけれども。

○事務局係長（松倉 司君） 事務局の松倉です。

前回の先月の総会でも農地区分の話とか、第1種農地の話とか出てたと思うんですけど、まず、用語の定義の話になりますけれども、皆さんもよく使われている農振に入っているとか、農振除外とかいう農振というのは、正式にいうと、ここの農用地区域内の農地というのが正式なものになります。農振といいますのは、玉名市で農振地域整備計画という計画を作っておりますが、概ね玉名市全部をアウトラインですかね、全部を指定した所であって、そのエリアが農振地域になります。1筆、

1筆この土地は農振地域だよと一般的にいうやつは、農用地区域内の農地ということになります。

先程1種農地と農振地の話があったかと思うんですけども、農用地区域からの除外というのは、農林水産政策課が所管しておりまして、年に2回ほど個別見直し、除外とかの協議がありますが、県の同意を得て農用地区域からの除外をするわけです。それもいくつかの要件がございます。その要件を私の方からちょっと詳しくは言えないんですが、その中の一つとして、農地転用の許可ができるものというのがあるんですけども、必ずしも農用地区域内に入っている農地が1種農地とは限らないところになります。

例えば、天水の支所でいうと、結構農地が広がっている所が多いと思います。1種農地、大体、農用地区域内の農振にかかっている所が多いと思うんですけども、除外後は1種農地になりそうなんですけど、第3種農地の一つの定義として、市役所の支所から概ね300m以内は第3種農地であるとか、概ね500m以内は第2種農地であるとか、広い広がりのある農地の中でも、そういう条件に引っかかれば1種農地ではなくなるという所もあります。

もう一つ例で言わせていただきますと、新玉名駅があると思います。周りはもうすごい農地が広がっている所で、今現在は店舗が張り付いている所以外は農振農用地に入っている所になります。ただし、農振農用地が除外をされれば、そこは駅から300m以内は第3種農地で転用許可可能。500m以内。元玉名小学校ぐらいの所まで500mになりますので、第2種農地という規定になります。必ずしも農用地区域内に入っている農地が第1種農地ではなく、その転用は転用で農地区分というのが別にありますので、例外的にそういうのもあるということです。

以上です。

○3番（赤松繁之君） はい、ありがとうございました。

○議長（永田知博君） はい、浦谷委員どうぞ。

○5番（浦谷幸司君） 5番、農業委員の浦谷です。

今の関連ですけど、この15番の公告縦覧中というのは、これはどういう形の状態ですか。

○事務局係長（松倉 司君） 事務局の松倉でございます。

今の質問ですけども、議案番号の6番と15番につきましては、備考欄に農用地区域内（公告縦覧中）ということで、除外後第2種農地、第1種農地というふうに記載しております。この2件につきましては、今現在もまだ農振農用地に指定されているところがございますけれども、それぞれ個別の除外の申請をされておりまして、その手続きの流れの中で、まず除外申請がありましたら、県の方に事前協議

をされます。されるというのはその農業委員会でなく、農林水産政策課が事務局になりますので、事前協議があって、これは除外してもいいですよ、というふうに県から回答がきたものにつきましては、45日間の公告縦覧をしなければならないというルールがあります。玉名市の農業振興地域整備計画という計画を作っているんですよ、そこにこの地番は農振農用地だよというふうに指定しているその計画を変更するわけです、除外することで。その地番を抜くということになりますので、その変更に対する公告をします。異議申立があればこの期間できます。それから農振除外をするためにはその45日間が終わったならば、正式な県に変更の申請をしてそれが県からいいですよ、というふうに返ってきて最後に公告して初めて農振から外れるという流れになります。今作業としましては公告縦覧中のございまして、農地転用前、この公告縦覧期間中同時に申請をしなくても構わないというのがルールになります。ただし、このような農振の除外の手続き中のものについては、農振の除外が正式に決定されてからでないといふ許可書が出せないということになります。今回は、その今言った二つの農用地区域内の農地になっているものというのは、概ね5月の中旬か下旬になるかと思えますけど、農振が除外された後に許可、残りのものは、10番は面積が4,404㎡とありまして、3,000㎡越えております。こちらは開発行為がかかりますので、これは開発行為の許可が出てから許可、残りの分は今日の総会で許可相当となると、今日付で許可書を作ることになりまして、農振に入っているものについては、その農振除外後に許可書を発行するというので、今同時並行で進んでいるということになります。

よろしいでしょうか。

○5番（浦谷幸司君） はい、わかりました。

○推18番（坂本 修君） 今の話の中でお願いします。農振を外すときは、農業委員に頼むと言うわけですか、個人ですか。これに書いてありますよね。公告縦覧といって。これをしてもらうためには個人ですか、農業委員でしてもらうわけですか。

○事務局係長（松倉 司君） 個人でも地域の実情を農業委員さんへこれを外してほしいという声があったならば、それを農業委員さんに聞いていただいて、まとめて農林水産政策課の方にお話をするというのは可能かと思えます。今年度か来年度、前の総会の時も申しましたとおり、玉名市全体の農振の見直しがございますので、農地利用状況調査とかで色々その委員さんもそれぞれの地域で実情があるかと思えますので、それは個人なり、委員さんに意見を聞いていただいて、農林水産政策課の方に御要望をされるといいかと思えます。

以上です。

○推18番（坂本 修君） もう一ついいですか。第5条に書いてありますよね、14

番と15番ですね、個人住宅と農業住宅というのはどういう違いでしょうか。

○事務局係長（松倉 司君） 事務局の松倉です。定義の話をして頂きますけれども、まず個人住宅ですね。個人住宅というのは、敷地内にその住まれる住居のみある場合です。農家住宅というのは、その敷地内に住まれる住居プラス、例えば、農業用の倉庫であるとか、農業用の作業スペースとか、その附帯する場合を農家住宅といます。農家住宅の場合は、やはり農業者でしかできないんですけども、例えば、イチゴやトマトの農業をされてる方がお家を建てる場合、個人住宅の場合は面積の上限が550㎡、概ね500㎡。農家住宅は概ね1,000㎡となりますけれども、農家をされてる方が1,000㎡の家を造りたいということで、家だけしか造らないならば、それは個人住宅としか認められないということになります。家プラスそういう農業に関する附帯施設をつくるのならば、概ね1,000㎡まで認められるというふうな定義になっております。

以上です。

○推18番（坂本 修君） ありがとうございます。非常にわかりやすかったです。

○議長（永田知博君） はい、外にはございませんか。

（なしの声）

○議長（永田知博君） 外に御意見、御質問もないようでございますので、採決に移ります。

議第15号農地法第5条の規定による許可申請について、原案どおり承認することに異議のない方は挙手をお願いいたします。

（全員 挙手）

○議長（永田知博君） はい、どうもありがとうございました。

異議がないものと認め、議第15号については、許可することに決定いたしました。

次に、議第16号農用地利用集積計画の決定について議題といたします。

事務局より説明をお願いいたします。

○事務局長（小山 博君） 事務局、小山です。9ページをお願いします。

議第16号農用地利用集積計画の決定について。農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による農用地利用集積計画について、次のとおり決定する。令和2年4月6日提出、玉名市農業委員会会長、永田知博。

10ページから11ページの総括表、12ページから15ページまでの集計表のとおり、玉名市長より意見を求められております。今回、所有権移転が4件10,384㎡、利用権設定が35件、90,442㎡、合計39件、100,826㎡の集積で、いずれも農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしている

ものと判断し、御提案しております。

よろしく御審議をお願いいたします。

○議長（永田知博君） はい、どうもありがとうございました。

事務局の説明が終わりました。御意見、御質問はございませんでしょうか。

（なしの声）

○議長（永田知博君） 御意見、御質問もないようでございますので、採決に移ります。

議第16号農用地利用集積計画の決定について、原案のとおり決定することに異議のない方は挙手をお願いいたします。

（全員 挙手）

○議長（永田知博君） はい、どうもありがとうございました。

異議がないものと認め、議第16号については、原案どおり決定いたしました。

-----○-----

## 5. 報 告

○議長（永田知博君） 次に、報告第8号、9号について、事務局より説明をお願いいたします。

○事務局長（小山 博君） 事務局、小山です。16ページをお願いします。

報告第8号農地の賃貸借及び使用貸借解約通知書について。農地法第18条第6項の規定による合意解約及び農地使用貸借解約が成立した旨の通知を受理したので報告します。令和2年4月6日提出、玉名市農業委員会会長、永田知博。

今回16ページから21ページまでの26件、合計67,642.56㎡の解約通知を受理しております。

続きまして、22ページをお願いします。

報告第9号許可書返納届について。下記の物件は、農業委員会許可後に許可書返納の届出がありましたので報告します。令和2年4月6日提出、玉名市農業委員会会長、永田知博。

今回、1件、令和元年7月5日に許可された物件460㎡について記載されている理由により届け出を受理しております。議第15号1番と関連しております。

以上、報告を終わります。

○議長（永田知博君） はい、どうもありがとうございました。

ただいま8号、9号について事務局より説明をいただきました。何か御意見、御質問はございませんでしょうか。はい、中島委員どうぞ。

○12番（中島浩輔君） 農業委員12番、中島です。

先程申請の審議ありがとうございました。それに続いてちょっと思ったんですけど、今の農作業をする上で、トラクターを使ったりとか、いろんな消毒については

ブームを使ったり、ヘリコプター使ったり、ドローンを使ったりとかいう話ですね、ちょうど今のこの予定されてる所は電気がきてないもので、電気を通すには電柱を4、5本ぐらい立てないと電源が取れないし、現場でちょっとお尋ねしたんですけど埋設は難しいだろうなということです。今からいろんな農機具の形とかそういうのが変わりつつある中で、何か電柱がない農地というのも一つはいいのかなと、心の中で個人的には思ってます。今ヘリコプター使ったりとかドローン使われてる方には、一つちょっと弊害が出てくるかなということも疑問に思っております。申請された方もヘリコプターを使われて、いろんなところで活躍されておられますので、技術面とかそういうので自分はクリアするということと言われたんですけど、外の所でもちょっと影響している部分もあるものですから、いろんな御意見とか御指導があれば教えてくだされば幸せかと思えます。

以上です。

- 事務局長（小山 博君） ありがとうございます。今の中島委員からは電線埋設の農地について、いろんな声、今後の電気供給のために埋設のほうがいいんじゃないかと、そういうことも出てくるんじゃないかということに対しての対処法をとということ。
- 12番（中島浩輔君） いや、申請者の方は埋設の方が簡単にできれば埋設もいいですねと言われたんですけど、それが農地を何枚かずっと通ってきて農地の隅っこだったら電柱も1つか2つぐらい農地に関係のない所から引っぱってくる事ができるけど、どうしても埋設となると掘ってくるには時間とか、電柱は道路と別に排水の方に立てようかと言われたけど、今度は九電工の方々がその4トン、8トンの穴掘り機を農地の中に入れて掘ることができるかということ、ちょっとそういうことは今まで見たことがないもので、ユンボかなんかで掘って電柱を立てるというやり方じゃないとだめだし、埋め込みもやっぱり50cmから30cmぐらいをトラクターで耕さない深い所ををしないと、そしてまた暗渠とかそういう対策をする時に電線が入っていると今度は切っちゃう恐れがあるし、なかなかその辺が、その計画していく上でいろんなことが弊害になる可能性があるから、今この彼は彼で一生懸命されているし、そういうことは今まで全部何も問題なく、今も問題ないんですけど、問題ないけど、結局はお互いがしにくくなるような状況が生まれつつあるので、何かいい知恵とか、そういうのがあればと思って。今後また考えていかなん部分が結構出てくるんじゃないかなと思うとです。危機感があってちょっと。どうにもできないじゃないけど。便利さがよくて、その背中からってミスト機で消毒したりとかそういうのであればいいけど、それだったら今度は労働賃が高くなるし、機械化が何のために生まれてきたか、大型も何のためになったか、という全然反対する方向

になるからですね。収入アップしながら労働力を減らして機械化でということになると、やっぱりよりよい、作りやすい所便利が良い所とか、そういうのも維持していく方向性とかそういうのも必要じゃないかなと思って。難しいとこ微妙なとこなんですけど。

○事務局長（小山 博君） 事務局、小山です。今の内容がちょっと、いろんな中身について、方向としてこのようにということがちょっと即答はできないんですけど。

○12番（中島浩輔君） いえいえ、答えを求めているんじゃないんです。この申請された方も立派な方だし、今までやってこれた分もそうだし、だけど今からそういう矛盾が生まれてくるという可能性も多々あるかなと思うんですよね。今までのこの機械ば使われん、住宅地の近くではこの農薬は使われんというふうに、その便利さがだんだん精度が落ちていく可能性があるかなと。返答は求めてませんので、一意見として聞き流してください。

○推10番（栗田 稔君） 推進委員10番の栗田です。今の申請みたいな形での話、流れですね、最近景観、美観を保つために電柱じゃなくて、線の埋設ということもそれから今、電柱は電気会社も景観が悪いと言うし、電柱を立てられた田んぼは確かに邪魔になると思います。自分もちょっと害を受けてる所もあります。そういった面で、今から先のことを考えれば、埋設ということは非常にいいことじゃないかなと考えます。中島さんが今言われた地域では電柱をずらっと立てるよりも埋設でいかれるような形をとられたら非常に良い、後々の結果が出てくるんじゃないかと考えます。ちょっとした自分としての考え方と弊害があるという報告です。

以上です。

○事務局長（小山 博君） 御指摘ありがとうございました。以上です。

○議長（永田知博君） はい、いろいろと御意見、御質問が出ましたけれども、外にはございませんでしょうか。

（なしの声）

○議長（永田知博君） それでは、本日予定しておりました議案審議と報告を終わりたいと思います。

-----○-----

## 6. その他

○議長（永田知博君） その他に移ります。その他、事務局から何かございませんか。

（なしの声）

-----○-----

## 7. 閉会

○議長（永田知博君） これをもちまして、令和2年第4回農業委員会総会を閉会いた

します。

-----○-----

閉 会 午後 3 時 3 5 分

以上のとおり、会議の次第を記載し、その相違ないことを証するためここに署名捺印する。

令和2年4月6日

玉名市農業委員会会長                      永田 知博

農 業 委 員                                      船津 和利

農 業 委 員                                      澤村 哲志